

令和6年度 共創による事業構築コーディネート事業委託業務仕様書（案）

長野県企画振興部広報・共創推進課

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う令和6年度共創による事業構築コーディネート事業の業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度 共創による事業構築コーディネート事業委託業務

2 業務の目的

県事業に県民の新たな発想や問題意識を取り入れるため試行している「県民参加型予算（提案・共創型）」（以下「県民参加型予算」という。）については、令和6年3月に試行制度として2回目の提案募集を行い、令和6年4月以降に事業構築を目指した対話を実施する予定である。令和6年度に事業構築を進めるうえで、県と令和6年4月以降に選定予定の事業提案者（以下「提案者」という。）が、必要に応じて様々なステークホルダーを巻き込みながら約半年間の対話を重ね、県政課題の解決につながる事業をより効果的、効率的に構築させるとともに、県における今後の共創による事業構築の手法を示すことを目的とする。

3 「共創」の定義

本業務において、「共通の目的の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を生かしながら、協力・協調し、活動すること」を「協働」と定義し、「協働」により新たな価値が創り出されるプロセスを「共創」と定義する。「協働」は「信州協働推進ビジョン」（平成25年3月）に掲げられている以下の5つの原則に従って進められるものとし、県民参加型予算では、特に「オープンでフラットな対話」を通じて、「協働」の原則及び「共創」の実現を目指すものとする。

【原則①】 目的・目標の共有

【原則②】 各主体の特性・強みの相互理解と尊重

【原則③】 役割の明確化と共有

【原則④】 過程の共有

【原則⑤】 評価の実施と公開、改善

4 委託契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

5 事業概要

(1) 業務の内容

① 提案者の選定支援

受託者は、令和6年3月から提案募集している別紙のテーマ（以下「テーマ」という。）について、主に次のア～ウの観点から担当部局に提案者選定に係る助言を行うこと。

- ア 事業構築への向き合い方（提案者の主体性）
- イ 共創（協働）による相乗効果創出の可能性
- ウ 提案内容の事業構築の実現性

② 共創による事業構築支援

- ア テーマ担当部局へのヒアリング（課題感の把握）

受託者は、提案者の選定後、県担当部局にヒアリング等を行い、対話を通じて解決を目指す課題について認識を共有するとともに支援の方向性を共有すること。

- イ 事業構築の方向性に対する助言（事業の実効性や継続性等の観点から）

受託者は、県担当部局と提案者及びその他関係者が対話を通じて構築する事業案に対して、事業効果や実現性、事業継続性等の観点から、助言を行うこと。また、必要に応じて、共創による事業構築に必要な考え方について対話の場での助言や専門家招へい、中立的な立場からの関係調整を行うこと。

- ウ 事業構築までのタスク整理、進捗管理支援

受託者は、対話を通じて事業構築するために必要なタスク管理や役割分担、スケジュール設計、進捗管理方法等について県担当部局と提案者及びその関係者に助言すること。

- エ 事業構築に向けた試行活動支援（先進事例紹介、試行の枠組み提案等）

受託者は、対話の過程で、事業構築に向けて試行活動の実施が有効だと考えられる場合には、先進事例を紹介したり、試行の枠組みを提案する等の支援を行うこと。

なお、県が提案者等との対話を通じて双方の視点やリソースを生かしつつ事業構築していくための継続的な仕組みを構築するために必要な独自の提案があれば提案書に記載すること。

③ 共創による事業構築プロセスの共有支援

事例研究を通じて、庁内に共創による事業構築のノウハウを蓄積させるため、また県民に対して県民参加型の事業構築事業への参画意欲を高めるため、広報・共創推進課で効果的な情報発信を行うための手法について助言を行うこと。

④ 共創による事業構築手法の課題整理と検証、体系化

県が提案者及びその関係者と対話を通じた共創による事業構築を将来にわたって継続していくためのモデルとなるように、本事業において効果的な手法及び課題について要因分析したうえで、対話の過程及び事業構築手法の枠組みを整理すること。その際、提案者と県が約半年間の対話を経ることで得られた成果、提案者と県が有する資源の生かし方、関係者以外のプレイヤーを巻き込んだ効果について明確にすること。

なお、企画提案書には県が提案者及びその関係者と対話を通じて将来にわたって事業を継続していくために必要な業務や対話のあり方について、独自の提案があれば記載すること。

(2) スケジュール

以下のとおりとする。なお、日程の詳細は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

共創による事業構築（県民参加型予算（提案・共創型））スケジュール

	R5	R6											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施案		①提案者の選定支援											
	提案募集 (3/4-4/15)	ヒアリング	提案検討	②共創による事業構築支援 (提案者との事業構築期間)									
				③共創による事業構築プロセスの共有支援									
							④共創による事業構築手法の課題整理と検証、体系化						

6 成果品

本業務の成果品として、受託者は、本業務完了後、県が指定する日までに業務完了報告書を電子データ(PDF形式及びword等のMS-office製品と互換性のある編集可能な形式)で1式提出すること。

業務完了報告書には、より良い事業構築を実現させるために実施したコーディネートの実績(提案者選定に係る助言、対話の場におけるサポート内容、事業構築のために行った支援の具体的内容等)、情報発信手法の助言実績及び枠組み化した共創による事業構築の手法(効果的な手法やルール、課題等)を示した資料を含めること。

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする

8 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務着手時に業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

9 権利関係

- (1) 本業務により作成した制作物や成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本業務により生じた所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は、受託者に事前の連絡なく本業務の成果を二次的に利用できるものであること。
ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。この場合において、委託者は、権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。
- (3) 受託者は、使用する写真の被写体が人物の場合、あらかじめ肖像権の侵害が生じないように対応すること。

10 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書及び企画提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ広報・共創推進課と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、広報・共創推進課と協議すること。
- (3) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、広報・共創推進課の指示に従わなければならない。
- (4) 各選定提案における事業構築の進捗状況等により、受託者と協議した上で、委託料を減額する場合がある。
- (5) 履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。